

第1章 アクティビティ

A. ビジョン声明文

地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーを目指す。

B. 使命声明文

ライオンズクラブを通じて、ボランティアに社会奉仕の手段を与え、人道的ニーズを満たし、平和と国際理解を育む。

C. ライオンズクラブ国際協会公認奉仕プログラム

1. ライオニズムの主要国際奉仕プログラム:

視力ファースト: 失明予防及び治療

2. ライオンズクラブ国際協会の主要奉仕分野及び公認プログラムには下記がある。

- a. **地域社会奉仕** (市民、文化、教育、保健、公共、レクリエーション、社会福祉)
 - ハビタット・フォー・ヒューマニティ(人類愛のための住居)と合同で、盲人及び障害者のために住居建設
 - ライオンズ景観美化作業
- b. **災害対応及び救援**
 - ライオンズ ALERT プログラム
 - Lion-2-Lion (ライオン・トゥ・ライオン): 物資・人材援助データベース
- c. **環境保全奉仕**
 - ライオンズ環境保全写真コンテスト
 - ライオンズ緑化チーム
- d. **健康及び福祉**
 1. **糖尿病教育及び活動**
 - 地域社会教育
 - 糖尿病検査
 - ライオンズ・アイヘルス・プログラム (LEHP)
 - 糖尿病患者のためのレクリエーション・キャンプ
 - Strides: 糖尿病教育のためのライオンズ・ウォーキング大会
 2. **聴力保護、教育及び活動**
 - 補聴器再生プログラム (HARP)
 - 聴導犬
 - 聴力検査
 - 聴力障害者のためのレクリエーション・キャンプ

- 聴力障害者のための支援サービス

3. 視力保護、教育及び活動

- 児童光学眼科検査 (先進国)
- 盲人のための教育
- 眼鏡再生
- ヘレン・ケラー・デー
- ライオンズ・アイバンク
- 弱視事業
- 視力障害者のためのレクリエーション・キャンプ
- 視力ファースト
- スペシャルオリムピックス・オープニングアイズ・プログラム
- 視力障害者のための支援サービス
- 視力検査
- 白い杖デー
- 世界視力デー

e. 国際関係

- 国際クラブ姉妹提携
- 国連ライオンズ・デー

f. ライオンズ青少年奉仕の機会

- 国際平和ポスター・コンテスト
- ライオンズ国際ユースキャンプ及び交換プログラム
- レオクラブ
- ライオンズクエスト
- ライオンズ奉仕における若い指導者アワード

g. ライオンズ児童奉仕

- ライオンズ児童ファースト
- ライオンズ児童奉仕国際シンポジウム・プログラム

3. ライオンズクラブ国際協会は、協会の主要奉仕分野及び公認プログラムに関する情報及び組織的支援を提供する。これらのプログラムのほかに、ライオンズクラブ及び地区は必要に応じてライオンズクラブ国際財団 (LCIF) の援助を受け、特定の地域社会及び人道主義のニーズに合わせて、幅広い奉仕活動を行うことができる。
4. 協会は、B.2.項で挙げられている七つの主要奉仕分野のもとに採用されたライオンズ奉仕プログラムのリストを公表する。このような事業は、その事業が以下の基準を満たしていることに基づき、奉仕事業委員会の考察を受け、理事会の承認を受けるために推薦される。

- a. 「われわれは奉仕する」のモットーを例示しており、国際的にライオンズと関連性がある
- b. 地域社会の重要なニーズまたは人道的ニーズを満たす
- c. かなり大きな成果をあげ、奉仕を受ける人々に恩恵がもたらされる
- d. ライオンズクラブの会員が直接関与できる
- e. ライオンズが果たせる指導的な役割がある
- f. ライオンズの奉仕の使命に対する一般人の認識を促す
- g. 持続可能である

D. 視力保護盲人福祉

この主要アクティビティの目的は、失明者など視力障害者を援助すると共に、ライオンズ視力ファースト・プログラムを通して、予防及び治療可能な失明の撲滅に努めるためのプログラムと助力を提供することである。

下記のプログラムは、白内障、トラコーマ、糸状虫症、緑内障、糖尿病性網膜症など治療及び予防可能な失明の主な原因に対処する視力ファースト関係の活動に補足するものである。

1. ライオンズクラブ国際協会アイバンク・プログラム

a. プログラム説明

ライオンズクラブ国際協会アイバンク・プログラムは、1984年3月に、国際協会の公式プログラムとして採用された。

b. 限界

- (1) ライオンズクラブ国際協会理事会が基本の方針を定め、必要に応じて時折これを改正する。
- (2) ライオンズ・アイバンクの活動、事業などはすべて、国際理事会が定め、時折改訂する方針に従って実施される。ライオンズクラブ国際協会理事会のみが、ライオンズクラブ国際協会アイバンク方針を改訂する権限をもつ。

- (3) 各ライオンズ・アイバンクは、ライオンズクラブ国際協会が定めた方針とは矛盾しない内規及び改正を採用する。これらの内規及び改正は、国際理事会の承認を受けなければならない。

c. プログラム目的

- (1) 角膜移植、研究、その他の医学的目的のために良質の組織を提供できるよう、ライオンズ・アイバンクを促進し、改良し、世界中に広め、ライオンズ・アイバンクの評判を世界各地で高める。
- (2) 既存のライオンズ・アイバンクの助言と協力を得て、アイバンク活動に貢献するライオンズを認めるための適当な国際的機構を組織する。
- (3) ライオンズの名称及び紋章の使用権を保護するとともに、その使用を広める。
- (4) ライオンズ・アイバンクの役割と活動を広報する。
- (5) 中央情報源を設ける。
- (6) 世界各地で新ライオンズ・アイバンク設立を援助する。援助要請は、援助提供を申し出た既存のライオンズ・アイバンクに照会する。

d. 名称及び(又は)紋章

- (1) 本プログラムの紋章は、ライオンズクラブ国際協会アイバンク・プログラムとし、その下に承認されたすべてのアイバンクは、一般にライオンズ・アイバンクとして知られるものとする。
- (2) ライオンズの名称及び紋章は協会の登録商標であり、ライオンズクラブ国際協会のみが所有するものである。同名称及び紋章の保護及び保存に関する所有権及び義務は、ライオンズクラブ国際協会にある。
- (3) ライオンズ・アイバンクを指す名称にはすべて、「ライオンズ」の言葉を含める。更に、全ライオンズ・アイバンクの構内、便箋、出版物には、ライオンズの名称を目立つところに表示する。

- (4) ライオンズの名称及び紋章が適切に表示され使用されていることを確認するため、ライオンズクラブ国際協会の代表者は、定期的にライオンズ・アイバンクを訪ねることができる。

e. 管理

- (1) 各ライオンズ・アイバンク理事会メンバーの過半数は、グッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディング会員とする。
- (2) ライオンズ・アイバンク及びアイバンク職員は、それぞれの国の政府及び医学界当局が規定する医学及び教育基準に従う。
- (3) 各ライオンズ・アイバンクは、毎年9月15日までに、アイバンク理事会メンバーのリスト及び最新の会則及び付則を添えて、アイバンクの運営及び活動に関する報告書をライオンズクラブ国際協会に提出する。繰り返しこの条件に反する場合には、協会の名称及び紋章使用の認可が撤回される。

f. スポンサー

- (1) ライオンズ・アイバンクは、ライオンズクラブ又は、地区あるいは、複合地区にスポンサーされ、本プログラムの為に制定されている方針に従って運営される限り、ライオンズの名称及び(又は)紋章を使用することが許可される。
- (2) ライオンズ・アイバンクは、本プログラムの為に制定されている方針に従って運営され、ライオンズの名称及び紋章の使用に関する規定に従っている限り、ライオンズクラブ国際協会から認められ、ライオンズの名称及び(又は)紋章の使用が許可される。
- (3) 個々のライオンズ・アイバンクをスポンサーするライオンズクラブ、地区、複合地区の数には、制限を設けない。
- (4) ライオンズ・アイバンクが存在していない地域のライオンズは、

他の地域のライオンズ・アイバンクを支持するよう奨励される。

- (5) ライオンズクラブ又はクラブ会員によるライオンズ・アイバンクの支持は、あくまでも自由意志によるものとする。

g. 運営

ライオンズ・アイバンクは、適当な医療施設との関係を設立し、その指導を受け、その医学的基準に従う。

h. 保険

各ライオンズ・アイバンクは、一般責任保険、財産損害保険、労働者災害補償保険、不良処置保険その他、運営に必要な保険に加入する。協会が提供する一般責任保険の外に、これら保険に加入しなければならない。

i. 認識及び広報

- (1) ライオンズ・アイバンクは、本プログラム促進及び情報交換用に、報道価値のある記事をライオンズクラブ国際協会に提供するよう奨励される。
- (2) ライオンズ・アイバンクは、その目的達成に役立つような情報があれば、ライオンズクラブ国際協会及び他のライオンズ・アイバンクに、そのような情報を提供するよう奨励される。

j. ライオンズ・アイバンク週間

ライオンズ・アイバンク及び網膜寄付に対する意識及び会員の支援を促すことを目的に、ライオンズクラブ国際協会は、毎年12月の第1週をライオンズ・アイバンク週間として認める。

2. **ビタミン A 欠乏:** 世界の保健機関と協力して、眼球乾燥症(ビタミン A 欠乏)による失明予防のプログラムを実施するよう、ライオンズクラブ及び地区を奨励する。

3. ライオンズクラブ国際協会眼鏡再生プログラム

a. プログラムについて

ライオンズクラブ国際協会眼鏡再生プログラムは、ライオンズクラブ国際協会理事会が時折制定する方針にのみ従って、実施されるものとする。

b. プログラムの目的

- (1) 寄贈された眼鏡を整理し、分類し、交付することを推進するため、国際眼鏡再生プログラムを設立すること。
- (2) 協会の構造基盤及びその他の手段を通して、処方別に整理されて再使用可能な眼鏡を提供し、視力保護に寄与すること。
- (3) ライオンズ眼鏡再生センターで整理され配布された眼鏡の記録を維持すること。
- (4) 各ライオンズ眼鏡再生センター間の連絡を密に保たせること。
- (5) 眼鏡再生活動とライオンズとの密接な関係を明白に示すこと。
- (6) ライオンズクラブ国際眼鏡再生プログラムの世界的拡張を助長すること。

c. 名称及び紋章

- (1) プログラムの公式の名称は、ライオンズクラブ国際協会眼鏡再生プログラムであり、ライオンズにスポンサーされる眼鏡再生センターはすべて、ライオンズ眼鏡再生センターと呼ばれる。
- (2) ライオンズの名称及び紋章は協会の登録商標であり、ライオンズクラブ国際協会独占の所有物である。ライオンズ名称及び紋章の所有権、並びにその所有権保護及び維持に関する義務はすべて、ライオンズクラブ国際協会にある。
- (3) ライオンズ眼鏡再生センターを指す名前にはすべて、「ライオンズ」という言葉を入れる。更に適当な場合には、敷地、便箋、眼鏡の包装、出版物、並びに眼鏡再生センター促進に、ライオンズの名称と紋章を目立つ方法で表示する。

d. 管理及び運営

- (1) 眼鏡の配布は、保健に関する国または地域の法規に厳密に従って行われなければならない。
- (2) ライオンズ事業への眼鏡供給が優先される。

- (3) 他の人道主義的組織に対して眼鏡が提供される場合には、その組織が眼鏡を無料で受益者に配布すると共に、眼鏡配布事業終了後 2 週間以内に同組織が、(a) 事業期間中に視力検査等を受けた人々の数、(b) 眼鏡を受け取った人の数について、眼鏡を提供した再生センターに報告する、という条件付きでなければならない。

e. スポンサー

- (1) ライオンズ地区及び複合地区は単独又は共同で、ライオンズ眼鏡再生センター (LERC) をスポンサーすることができる。個々の LERC をスポンサーすることができる地区又は複合地区の数に制限は無い。
- (2) 各複合地区に認められる LERC は一つのみである。追加の LERC はいかなるものも、その LERC の支所でなければならない。LERC の理事長または最高責任者が各支所の理事会において職務上のメンバーを務めるものとする。
- (3) LERC のない地域のライオンズには、他の地域のセンターに協力することが奨励される。

f. 施設設立

- (1) スポンサーの複合地区または地区は、LERC として、寄付された眼鏡を処理し、保管するのに十分な大きさの施設を取得または建設、装備、維持、所有あるいは賃借し、運営する。施設を賃借する場合には、LERC は最低 5 年間の不動産賃貸契約を結ぶものとする。
- (2) LERC は学校、市町村の建物、その他の施設など、既存施設の利用を要請することを考慮する。また、関心を持つ現地の団体または個人から寄贈された施設の使用を考慮する。
- (3) LERC の建物に関する規格は次の通りとする。洗面所、眼鏡洗浄用の水道、眼鏡および機器を保護するための温湿度調節器が備わった、800 平方フィートの広さ。建物は現地の消防および安全基準に従っていないと認められない。

- (4) LERC の眼鏡保管場所に関する規格は次の通りとする。最低 20 フィート X 20 フィート (最低 400 平方フィート) の広さ。LERC 作業場は最低 20 フィート X 20 フィート (最低 400 平方フィート) の広さであること。
- g. **業務に必要な機器/用品:** LERC は中古眼鏡の受領、処理、配布のために以下の機器および用品を取得する。
- (1) **LERC で使用される基本的な機器および用品:** コンピューター (在庫記録の保管、E メールでの通信、LERC ウェブサイトの管理のため)、電話、ファックス装置、文房具、事務用品。
 - (2) **眼鏡処理用:** 眼鏡分類のための椅子とテーブル、眼鏡を洗浄するための流し台と水道もしくは食器洗い機、眼鏡の度を測るためのレンズ測定計、洗浄と度数の測定が済んだ後、眼鏡の度数を表示するためのラベル、個々の眼鏡を入れるビニール袋、保管するための箱。
 - (3) **処理済みの眼鏡配布用:** 処理済みの眼鏡の保管に適した棚、梱包資材、国内外への発送方法説明書、関税および送り状用紙。
- h. **運営レベル:** 各 LERC に対してはそれぞれが提供する具体的なサービスに基づき「収集センター」、「収集・処理センター」、「収集・処理・配送センター」といった名称がつけられる場合がある。LERC はライオンズクラブ国際協会の「ライオンズ眼鏡再生センター設立および運営ガイド」に記載されている手順に従って眼鏡の分類、洗浄、度の測定、測定値を表示したラベル貼付、保管、配送を行う。
- (1) **収集センターの業務:** 回収された使用済み眼鏡を受領。受領した眼鏡のうち、フレームやレンズの破損したものと利用可能なものとを分けるなど、大まかに分類。汚れているか、他の理由で使用不可能な眼鏡ケースを廃棄。単一視用眼鏡と遠近両用眼鏡とに分類。眼鏡処理施設に郵送するための荷造りを行う。
 - (2) **収集および処理センターの業務:** レンズの度数が容易に測定でき
- るよう、眼鏡を洗浄し、水気を取り除く。眼鏡を測定し、その眼鏡を入れるビニール袋に処方を記載する。ジオプターが表示された箱にジオプター別に眼鏡を詰める。
- 各ビニール袋に表記される処方度数については下記が含まなければならない。
- 右のレンズ (必ず上方に記載):
球面 円柱 円柱軸
- 左のレンズ (必ず下方に記載):
球面 円柱 円柱軸
- 補足事項 (遠近両方眼鏡の場合)
瞳孔間距離 (丸で囲むこと)
- (3) **収集、処理、配送センターの業務:** 眼鏡配布や他の医療奉仕使節団に参加するライオンズまたは他の奉仕団体のために眼鏡を収集、処理、配送。LERC はライオンズ眼鏡配布事業または他のライオンズ医療奉仕使節団に無料で眼鏡を供給しなければならない。LERC はその裁量により、ライオンズ以外の団体から眼鏡配布事業またはその他の医療奉仕使節団で使用するための眼鏡 (老眼鏡およびサングラスなどを含む、再生および (または) 新品の眼鏡) が要請された場合には、小額の妥当な手数料を徴収することができる。LERC は使節団のために再生眼鏡を要請するライオンズもしくはその他の団体が以下に同意することを確認しなければならない。眼鏡の運搬に関する指示を提供。使節団の責任者氏名および連絡先を報告。配送費用の負担 (前払い)。通関手続きを手配。使節団の事業完了後 2 週間以内に LERC に報告。眼鏡配布におけるライオンズの関与について PR。
 - (4) **視力検査および訓練:** 視力検査を提供し、ライオンズや他の LERC ボランティアの訓練を行う LERC は、現地の眼科専門家や協力関係にある他のパートナーと連携し、現地の法律ならびにその地域の専門的基準に適合する十分なサービスおよび訓練カリキュラムを設ける。
- i. **保険:** LERC はその施設と運営に見合った適当な保険に加入する。このよ

うな保険は、ライオンズクラブ国際協会より提供される損害賠償責任保険とは別に加入しなければならないものである。LERC は現地の保険代理店に相談の上、LERC の建物および運営のために必要な追加の保険を見極める。

j. **LERC オリエンテーションおよび訓練にかかわる手順**：現地の眼科専門家や協力関係にある他のパートナーと連携し、現地の法律ならびにその地域の専門的基準に適合する十分なオリエンテーションおよび訓練プログラムを設ける。

- (1) LERC は眼鏡再生プロセスについて十分に熟知していなければならない。かつその責務遂行のためにボランティアの募集、訓練、担当割当てを行うものとする。
- (2) LERC の各作業従事者は基礎的な光学用語を理解しており、かつ LERC ボランティアとしての任務を遂行できるよう訓練を受けた者でなければならない。
- (3) LERC オリエンテーションおよび訓練が必要に応じて少なくとも年 2 回、ボランティアに対して提供されなければならない。それには、目の基本的な構造および生理学、記録、視力、眼圧測定法、屈折測定装置、レンズ測定計（自動操作と手動操作）、分類に関するものなどが含まれるものとする。

k. **記録保管**

- (1) LERC は文書および（または）電子的手段による記録を 3 年間保存するものとし、これには収集および保管された眼鏡の数および種類、眼鏡を要請した使節団名、配布過程で関与したライオンズ（使節団参加者または受領国のライオンズ）、眼鏡配布または医療奉仕使節団事業期間中に視力検査等を受けた人々の数についての最終報告といったものが含まれなければならない。
- (2) LERC は、眼鏡配布使節団事業期間中に配布されたすべての眼鏡について詳細が説明された報告を受けなければ、次の眼鏡配布施設事業用に眼鏡を供給することはできない。

1. **報告手順**

(1) LERC はライオンズクラブ国際本部に E メール、ファックス、あるいは普通郵便で四半期毎報告書を提出する。報告書には眼鏡の収集総数および配布総数のほか、眼鏡がどこから寄付されたかについて記載されていなければならない。また、各報告書には理事会会議議事録と LERC の最新財務報告書も含まれていなければならない。

(2) 四半期報告書の提出時期は、毎会計年度、下記の通りとする。

第 1 四半期：

7 月 1 日～9 月 30 日

提出期限は 10 月 10 日

第 2 四半期：

10 月 1 日～12 月 31 日

提出期限は 1 月 10 日

第 3 四半期：

1 月 1 日～3 月 30 日

提出期限は 4 月 10 日

第 4 四半期：

4 月 1 日～6 月 30 日

提出期限は 7 月 10 日

(3) LERC は運営費を含む年次報告書をライオンズクラブ国際協会に提出する。同報告書は毎年 7 月 30 日までに提出されなければならない。報告用紙は協会の「ライオンズ眼鏡再生センター設立および運営の手引き」に含まれている。

(4) LERC が所在する複合地区の協議会議長は、任期中少なくとも 1 回 LERC を訪問し、ライオンズクラブ国際協会に報告書を提出しなければならない。かかる報告書には同センターの成果のほか、問題や憂慮すべき事項に気づいた場合にはそれらを記載する。協議会議長の訪問については、LERC が責任を持ってを予定に組む。

m. **ライオンズクラブ国際協会、LERC 支所、他の LERC とのコミュニケーション**：最善の方法による眼鏡再生活動を維持するために、すべての LERC に対して、ライオンズクラブ国際本部の保健および児童奉仕課職員、LERC 支所、他の LERC と定期的に連絡を取り合うことが奨励される。現行の手続きに関する重要な情報を収集し、問題となる可能性のある事柄を見極めるために、協会は各年度中すべての LERC に対して調査を行う場合がある。LERC は保健及び児童奉

仕課に連絡して眼鏡再生プログラムに関するアドバイス、資料、および最新情報を求めるよう奨励される。いかなる LERC も前出の 1. 項で説明済みの報告書提出が必須である。

n. 資金援助

- (1) LERC は、下記のうちの一つまたはそれ以上を通じて運営資金を調達する。

資金調達事業

地元での調達資金に見合う LCIF 援助交付金

ライオンズ地区および（または）都道府県等の財団からの資金援助

地域社会からの寄付

財団設立

民間または公共助成金

個々のライオンおよび地元クラブからの寄付で設置された基金
慈善信託、寄付、生命保険からの遺贈

施設の一般公開による募金

- (2) LERC 理事会のメンバーもしくは指名されたスタッフが資金調達事業委員会および取り組みを主導する。
- (3) LERC には LCIF 援助交付金について精通することが奨励される。

o. LERC 運営組織

- (1) 各 LERC 理事会はライオンズクラブ国際協会に対してグッドスタンディングのライオンズクラブ会員で構成されるものとする。理事会構成員の数は、最低 5 人でなければならない。
- (2) 各理事会構成員の任期は、継続性を保つために 1 年以上とする。
- (3) 毎年 9 月 15 日までに、各 LERC は現行の理事会構成員のリストと LERC の最新の会則及び付則のコピーをライオンズクラブ国際協会に提出しなければならない。

- p. LERC スタッフ：眼鏡の収集、処理、配送の規模に応じて、下記のスタッフ配置が推薦される。LERC スタッフとなるライオンはいかなる者も、所属地区のライオンズクラブにおいてグッドスタンディングでなければならない。下記に説明されるスタッフを配置することが推薦される。

- (1) 最高運営責任者

- (2) センター所長： LERC の日々の運営を管理する有給スタッフとしてセンター所長の雇用が可能である。センター所長はコーディネーターおよび最高執行責任者としての役目を務める場合がある。センター所長の任務および職責はセンターの定款に記載されるものとする。

- (3) 運営責任者： 運営責任者の任務および職責は、センターの定款ならびに運営手順書に記載されるものとする。

- (4) 倉庫管理責任者： 倉庫管理責任者の任務および職責は、センターの定款ならびに運営手順書に記載されるものとする。

- (5) コーディネーター： 各 LERC は眼鏡再生のプロセスを熟知しているコーディネーターを置く。コーディネーターはボランティアの募集、訓練、担当割当て、在庫追跡に責任を持ち、眼鏡の処理および輸送を監督し、国際本部に四半期毎報告書を提出しなければならない。コーディネーターの任務および職責はセンターの定款ならびに運営手順書に記載されるものとする。

- (6) 予備の人材： センターは、必要な場合に備えて上記の役職および責任を遂行する追加のライオンとボランティアの選任および訓練を行う。

- (7) 公認の LERC として認められるために LERC は、その規模および処理される眼鏡の数に見合った人員配置に関する詳細を提供しなければならない。

q. LERC ボランティア

各 LERC は再生眼鏡の受領、処理、分類、保管に助力する適切な数のボランティアを募り、訓練しなければならない。眼鏡再生に協力するボランティアとして含まれる者には、ライオン、ライオネス、レオの他、高齢者もしくは青少年団体の会員、あるいは協力関係にある組織の会員等である。LERC を効率よく運営するた

めに必要なボランティアの数はセンター所長が決定する。

r. 促進および社会の意識高揚

- (1) ライオンズクラブ国際協会は、眼鏡再生に関するコンセプトと再生活動の拡大を促進する。
- (2) ライオンズ眼鏡再生センターは、ライオンズ的眼鏡再生活動について世間の意識を高めると共に、ライオンズクラブ国際協会がこのプログラムを推進するためにニュースとして報道するに値する情報を、同協会に提出することが奨励される。
- (3) ライオンズ眼鏡再生センターは、眼鏡再生活動への参加に関心を持つ他のライオンズにも情報を提供することが奨励される。
- (4) 世界視力デー：ライオンズ世界視力デーと呼ばれる年次行事は、協会の視力関係活動に重点を置くため、毎年10月の第2木曜日に催される。すべてのクラブに活動の案が提供され、参加が奨励される。

- s. LERC による方針遵守：各 LERC は公認の LERC 創設および運営に関するライオンズクラブ国際協会の理事会方針を遵守しなければならない。LERC が理事会により採択された国際協会の方針および手順を遵守しなかった場合には、国際協会は下記のいずれか、あるいはすべての措置を講じる場合がある。

- (1) 協会の公認眼鏡再生センターであるという LERC に対する認知取り消し。
- (2) LERC によるライオンズクラブ国際財団援助交付金申請を拒否。
- (3) LERC 運営のために与えられたライオンズ名称および紋章の使用許可の全面的取り消し。

E. 保健奉仕

1. 糖尿病検査：医療専門家と協力し、共同で糖尿病検査を奉仕事業として実施するほか、緑内障検査が行われる場合には

必ず糖尿病性網膜症の検査も合わせて行うことが、ライオンズクラブに奨励される。ライオンズは保健関連検査を行う際、検査が行われる現地の管轄区域で効力を持つ適切な医療関係の法令に従わなければならない。血液検査はいかなる場合にも資格のある医療専門家によって行われることを、多くの医療関係の法令が義務付けている。

2. 糖尿病教育の月：毎年11月を糖尿病教育の月として推進する。
3. 基礎的保健プログラム：保健衛生機関と協力し、世界の飢餓や病気を減少させるためのプログラムを実施するよう、ライオンズクラブを奨励する。

F. 優秀努力賞（視力保護盲人福祉）

年間の視力保護盲人福祉活動において特に優れていたライオンズクラブに対して地区内で贈呈するために、適切な賞が毎年地区ガバナーに送付される。

視力委員長賞

- a. 地区視力委員長賞
本役職の責務を果たした地区委員長に対して贈呈されるよう、適切な賞が毎年地区ガバナーに送付される。
- b. 複合地区視力委員長賞
本役職の責務を果たした複合地区委員長に対して贈呈されるよう、適切な賞が毎年協議会議長に送付される。

G. 地区聴力委員長賞

この役職の責務を果たした地区委員長に対して贈呈するために、適切な賞が毎年地区ガバナーに送付される。

H. 国際協会奉仕プログラム提案に関する基準

定義 国際協会奉仕プログラムは、定義づけられた人道主義的ニーズに応え、全世界におけるライオンズクラブの奉仕の使命と関連性があり、他の人道主義的組織との協力によって行われるかもしれない活動である。

関連性 ライオンズクラブ会員から提出される案は、少なくとも二つの複合地区又は単一地区(準地区を除く)が採用し、実施したものでなければならない。非ライオンズクラブ会員又は非ライオンズ組織からの案については、ライオンズクラブの使命と関連性があり、その使命に適用できるものであることが実証されなければならない。これは、既存の協会プログラムと重複したり、相反するものであってはならない。

使命 各プログラム案のために、明確な使命声明文が作成されていなければならない。この声明文には、プログラムを評価するための測り知れる目的が含まれていなければならない。目的には、進展状況を時折測定できるような中間尺度が定められていなければならない。

期間 プログラムの実施期間は、国際理事会の決議で延期されない限り、承認されてから3年を超えてはならない。承認された期間は、協会の会計年度終了時に無効となる。

予算 プログラムが検討される前に、経費の見積り、運営職員の必要性、資金交付の基準など、詳細を記す総括的な予算を作成しなければならない。職員により、又は職員との協力で、予算の見通しが作成される。プログラムが承認された場合には、予算の現状報告書を毎年、10月/11月の理事会々議で奉仕事業委員会に提出する。

広報 プログラム案には、これに対する一般市民の認識を深めるための詳しい広報プランが含まれていなければならない。

指導 他の組織との協力が関係するプログラムについてはすべて、ライオンズの指導的役割が定められていなければならない。

報告 プログラムの進行状況報告書を毎年、10月/11月の理事会々議で奉仕事業委員会に提出しなければならない。

I. ライオンズ青少年奉仕の機会(青少年)アワード・プログラム

1. ライオンズ青少年奉仕の機会(青少年)委員長賞

- a. **功労賞:** 立派な働きをした地区及び複合地区青少年奉仕の機会(奉仕)委員長には、ライオンズ青少年奉仕の機会(奉仕)委員長賞が贈られる。地区又は複合地区における青少年関係活動の推進及び維持における功績が、本賞受賞の基準となる。
- b. **資格:** この表彰を受けるには、地区又は複合地区青少年奉仕の機会(青少年)委員長は下記の基準を満たさなければならない。

- (1) 地区又は複合地区の行動計画を立て、これを実行する。
- (2) 地区又は複合地区内で、青少年に支援の手を差し伸べる機会についてライオンズの認識を深める。自らクラブを訪問することにより、あるいは会報を通して、非常に数多くのクラブ(又は地区)に「ライオンズ青少年奉仕の機会」の活動に参加する意欲を起こさせる。

基準に基づいて、本賞が地区ガバナー又は協議会議長より授与される。

2. 表彰状

この表彰状は、青少年のための奉仕に努力した個人を称えたいクラブ、地区、又は複合地区が取り寄せられる。これは、クラブ用品部から販売されている。

3. 奉仕における若い指導者アワード

ライオンズクラブ国際協会に代わってライオンズクラブが、青少年の地域社会奉仕の業績を認めるため、奉仕活動をした時間に基づいてこの賞を青少年に贈る。

J. 糖尿病教育アワード・プログラム

1. 糖尿病教育委員長賞

この役職の責務を果たした地区委員長に対して贈呈されるよう、適切な賞が毎年地区ガバナーに送付される。

2. 糖尿病教育のニュー・ホライゾン賞

年間に糖尿病教育において特に活発であったクラブに対して地区内で贈呈するために、適切な賞が毎年地区ガバナーに送付される。

3. Strides...糖尿病教育のためのライオンズ・ウォーキング大会バナーパッチ

Strides ウォーキング大会を開催したライオンズクラブ、地区および複合地区に対して、受賞資格確認後、一度限りのバナーパッチが授与される。その後の年度にウォーキング大会が開催された場合には、ウォーキング大会が開催された会計年度が表示されたシェブロンが授与される。

4. 複合地区糖尿病教育委員長賞

この役職の責務を果たした複合地区委員長に対して贈呈されるよう、適切な賞が毎年協議会議長に送付される。

K. ライオンズクラブ地域社会及び文化活動アワード

1. **アワードについて:** この年次アワードは、地域社会及び文化活動を成功させることに最も活発であった地区内一つのクラブを認めるものである。

2. **資格及び選考:** 地区内のどのクラブにも参加の資格がある。地区ガバナーがライオンズクラブ国際協会を代表し、毎年一つの地区内クラブにアワードを贈る。地区ガバナーが、地区文化及び地域社会活動委員長と相談し、更に妥当であれば、審査員としてガバナーの任命を受けた他のライオンズとも相談して、受賞クラブを指名する。

3. **アワード:** 年度中に地域社会及び文化活動の実施に非常に優れていた地区内一つのライオンズクラブへの贈呈用に、適切なアワードが毎年地区ガバナーに送付される。

4. **基準:** 下記の基準に従って地域社会及び文化活動に成功したとみなされたライオンズクラブが、このアワード受賞のために考慮される。

(a) **他の人への奉仕:** 知識、態度、価値、技能、相互理解、協力の面で人々が恩恵を受けるよう、ライオンズクラブの文化及び地域社会活動を企画、組織、実施しなければならない。

(b) **関与:** 「地域社会の生活、文化、福祉及び公德心の向上に積極的関心を示す」という 3 番目のライオンズ目的を全うするために、ライオンズクラブの文化及び地域社会活動を企画、組織、実施しなければならない。

(c) **独創性:** このカテゴリーは、地域社会の人々の関心をそそると共に住民の参加を促すような新鮮かつ意欲を盛り上げる新しい方法で、文化及び地域社会活動を企画するようライオンズクラブに挑戦する。

(d) **成果:** 測り知れる方法で暮らしを向上させるように、ライオンズクラブの文化及び地域社会活動を企画し組織しなければならない。

(e) **広報:** このカテゴリーは、マスコミ及び他の手段を通して文化及び地域社会活動を広報することにより、一般人に対するライオンズクラブのイメージを高揚させるよう、ライオンズクラブに挑戦する。

L. ライオンズクラブ国際協会補聴器再生プログラム

1. プログラムの説明

ライオンズクラブ国際協会補聴器再生プログラム (HARP) は、ライオンズクラブ国際協会理事会が時折制定する方針のみ従って、実施されるものとする。

2. プログラムの目的

(a) 補聴器の収集並びに寄贈された補聴器の修繕及び配布を推進するため、補聴器再生プログラムを設立すること。

(b) 手ごろな値段で補聴器援助をする手段をクラブに提供すること。

(c) 中古補聴器を収集するライオンズの間連絡を助長すること。

(d) ライオンズと補聴器再生及び配布活動の密接な関係を明白に示すこと。

(e) ライオンズクラブ国際協会補聴器再生プログラムの世界的拡張を促進すること。

3. 名称及び紋章

(a) プログラムの公式の名称は、ライオンズクラブ国際協会補聴器再生プログラムであり、ライオンズにスポンサーされる補聴器センターは、ライオンズ補聴器センターと呼ばれる。

- (b) ライオンズの名称及び紋章は協会の登録商標であり、ライオンズクラブ国際協会独占の所有物である。ライオンズ名称及び紋章の所有権、並びにその所有権保護及び維持に関する義務はすべて、ライオンズクラブ国際協会にある。
- (c) ライオンズ補聴器センターを指す名前にはすべて、「ライオンズ」という言葉を入れる。更に適当な場合には、敷地、用箋、補聴器の包装、出版物、並びに補聴器センター広報に、ライオンズの名称と紋章を目立つ方法で表示する。

4. 統制及び運営

- (a) ライオンズ補聴器センターは、収集した補聴器の数、並びに修繕して恵まれぬ人々に提供した補聴器の数について、定期的にライオンズクラブ国際協会に報告書を提出しなければならない。
- (b) 補聴器は、医療に関する地元又は国の法規に厳格に従って、聴力関係の専門家によって分配されなければならない。
- (c) 補聴器の供給は、ライオンズの事業又は要請が優先される。
- (d) 他の人道主義的組織に対して補聴器が提供される場合には、その組織が補聴器を無料で配布するという条件付きで提供されるものとする。

5. スポンサー

- (a) ライオンズクラブ、地区、複合地区、財団が、個々に又は共同で、ライオンズ補聴器センターをスポンサーすることができる。
- (b) ライオンズ補聴器センターがない地域のライオンズは、自分たちが援助したいと希望する他の地域のセンターに協力するよう、奨励される。

6. 保険

各ライオンズ補聴器センターは、それぞれの運営に必要な保険に加入する。協会が提供する一般責任保険の外に、これら保険に加入しなければならない。

7. 促進及び一般人の認識

- (a) ライオンズクラブ国際協会は、補聴器センターに関する観念及びこの活動の拡張を促進する。

- (b) ライオンズ補聴器センターはライオンズの補聴器再生活動に対する一般人の認識を深めることに努めると共に、ライオンズクラブ国際協会がこのプログラム推進に利用できる情報で、報道価値のあるものを、同協会に提出する。
- (c) ライオンズ補聴器センターは、補聴器収集活動に関心のある他のライオンズに種々情報を流すよう、奨励される。
- (d) ライオンズ補聴器センターは、必要に応じて地元の聴力関係の専門家または組織と協力関係を築くよう、奨励される。

M. ライオンズ家族月間

5月をライオンズ家族月間とする。

N. 無差別方針 -- 奉仕事業

人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる立場にも関係なく、ライオンズクラブ国際協会は、いかなるプログラム及び活動においても、無差別方針を確認する。

国際理事会は、この無差別方針を断固として守ると共に、各ライオンズクラブには、ライオンズ道徳綱領及びライオンズクラブ国際協会の目的を守り、差別の無い方法により、あらゆるプログラム及び活動で奉仕及び親睦という共通の目的を反映するよう、要請する。

O. ライオンズ環境保全写真コンテスト

1. 説明：年次写真コンテストでは、原画を通して、環境の改善、保護、維持に対するライオンズの誇りや決意を表現する方法をライオンズに提供する。
 2. 参加資格：このコンテストには、グッドスタンディングの全てのライオンズ会員とライオンズクラブが参加できる。
 3. 規定：
 - (a) 各複合地区又は単一地区（複合地区が存在しない場合）は、年に一度、下記の五つの分野のうち一つに関連した写真を一枚、3月1日までに提出することができる。
 - 景観（都会又は自然）
 - 動物の生態
 - 植物
 - 気象現象
 - 特別なテーマ（毎年発表される）
- 提出される各写真には、その写真の題名及び写真の説明、そしてその写

真に描かれている環境を改善、保全、維持すべき理由（25文字、又はそれ以内にまとめたもの―これらは全て、本協会の公式国語の一つで書く）を添える。

提出される写真は国際大会で展示され、指定された分野別の入賞作品及び「グランプリ」受賞作品が、大会登録者の審査によって選ばれる。

- (b) 複合地区及び単一地区は、それぞれの地域のクラブ間でコンテストを行い、最終審査に進む写真、または「グランプリ」写真を選ぶことができる。クラブは、コンテストに出品する写真を遅くとも1月1日までに、地区又は複合地区に提出するべきである。
 - (c) コンテストのいかなるレベルにおいても、応募作品はすべて、中立の立場にある人たちによって客観的に審査されなければならない。独創性及び芸術的価値があり、環境保全テーマをうまく表現している写真が入賞作品として選ばれるものとする。
 - (d) 写真及びその説明は、Eメールまたは郵便でライオンズクラブ国際協会に提出することができる。その際、必要事項がすべて記入された公式のコンテスト応募用紙が、写真と一緒に提出されなければならない。Eメールで送信する場合には送信先でファイルが必ず開くよう確認し、又、写真が良好な状態で届くよう計らうのは、コンテスト応募者の責任である。
 - (e) 写真は、原画のままでなければならず、何らかの方法で修正が加えられてはならない。また、このコンテストに出品するためだけに撮影されたものでなければならない。人を撮った写真は、失格となる。同じ写真を2回コンテストに提出することはできない。ライオンズクラブ国際協会は、コンテストの基準に沿っていない写真を拒否する権限を有する。
 - (f) 提出された写真は、ライオンズクラブ国際協会の所有物となる。ライオンズクラブ国際協会が写真のサイズを共通の大きさに変えて、額に入れ、展示する。写真を撮り、それをコンテストに提出するのにかかる費用はすべて、応募者が負担する。
4. **コンテストの賞：** 入賞者は適切な賞を受ける。

P. ライオンズ児童奉仕アワード

1. 地区ライオンズ児童奉仕委員長アワード

- a. **貢献に対する表彰：** 優れた働きをした地区ライオンズ児童奉仕委員長に賞が贈られる。地区内の恵まれぬ子供たちのための事業推進及び維持における貢献が、アワード証書受賞の基準となる。ライオンズ児童奉仕プログラムのマークがついているこのアワード証書は、受賞基準を満たした地区委員長に贈呈されるよう、毎年地区ガバナーに提供される。
- b. **資格：** この表彰を受けるためには、地区ライオンズ児童奉仕委員長は、下記の基準を満たさなければならない。
 - (1) 地区の活動計画の概要をまとめ、計画を実施する。
 - (2) ライオンズ児童奉仕プログラムの使命を果たすよう、個人的な訪問や定期的な情報伝達を通して、地区内の相当な数のクラブを動機付ける。
 - (3) ライオンズ児童奉仕プログラムを通して地区内の恵まれぬ子供たちを援助する機会について、ライオンズの認識を広げる。
 - (4) 地区ガバナーに報告書を提出し、上記(1)、(2)、(3)の成果について情報を提供する。

2. 複合地区ライオンズ児童奉仕委員長アワード (2009～2010年度より有効)

- a. **貢献に対する表彰：** 優れた働きをした複合地区ライオンズ児童奉仕委員長に賞が贈られる。このアワード証書は、受賞基準を満たした複合地区委員長に贈呈されるよう、毎年協議会議長に提供される。
- b. **資格：** この表彰を受けるためには、複合地区ライオンズ児童奉仕委員長は、下記の基準を満たさなければならない。
 - (1) 複合地区の活動計画の概要をまとめ、計画を実施する。
 - (2) ライオンズ児童奉仕プログラムの使命を果たすよう、多数の地区を動機付ける。
 - (3) ライオンズ児童奉仕プログラムを通して複合地区内の恵まれぬ子供たちを援助する機会について、ライオンズの認識を広げる。
 - (4) 協議会議長に報告書を提出し、上記(1)、(2)、(3)の成果について情報を提供する。

Q. ライオンズ地区環境委員長アワード

別紙Aにその概要が掲げられる条件を満足した地区環境委員長への贈呈を目的に、毎年適切なアワードが地区ガバナーに配布されるものとする。

R. ライオンズ ALERT バナーパッチ

ライオンズ ALERT プログラムへのサポートを促すための一度限りのバナーパッチが、地域社会全体を対象とした包括的な緊急時対応計画をライオンズクラブ国際本部に提出したクラブ、地区、および複合地区に授与される。

S. ALERT 委員長賞

a. 地区 ALERT 委員長賞

本役職の責務を果たした地区委員長に対して贈呈されるよう、適切な賞が毎年地区ガバナーに送付される。

b. 複合地区 ALERT 委員長賞

本役職の責務を果たした複合地区委員長に対して贈呈されるよう、適切な賞が毎年協議会議長に送付される。

地区環境アワード 受賞条件



本アワードは、一年間を成功裡に終えた地区環境委員長に授与されるべきものである。同委員長は、以下の環境保護事業いずれかに従事することができる。

地区レベルにおけるライオンズクラブ環境保全写真コンテスト

http://www.lionsclubs.org/JA/content/environment_photo_contest.shtml

家族による植樹事業

http://www.lionsclubs.org/JA/content/programs_cult_environ.shtml

地域の清掃キャンペーン

http://www.lionsclubs.org/EN/content/programs_environment_suggproj.shtml

環境関連プログラム又はセミナー

http://www.lionsclubs.org/EN/content/programs_environment_suggproj.shtml

リサイクル事業

http://www.lionsclubs.org/EN/content/programs_environment_suggproj.shtml

水質浄化事業

http://www.lionsclubs.org/EN/content/programs_environment_suggproj.shtml

その他の事業やアイデアについては、国際協会のウェブサイト

http://www.lionsclubs.org/JA/content/programs_cult_environ.shtml にて、または programs@lionsclubs.org より入手可能である。